

第2章 大気環境

大気汚染は、工場や事業場から排出されるばい煙や粉じん、自動車の排気ガス又はこれらが要因物質となって生成される光化学オキシダントなどにより引き起こされます。

近年は、規制の強化、工場や事業場における公害対策により、大規模な大気汚染は、発生していませんが、突発的な事故に備え、汚染物質の排出には引き続き注視していきます。

1. 大気環境の現況

本市では、岐阜県が管理している瑞浪測定局（瑞浪市役所東分庁舎）で、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質の常時測定を行っています。

（1）二酸化硫黄（SO₂）

二酸化硫黄は、無色の刺激性が強い物質で、主に石炭や石油などの化石燃料の燃焼に伴い発生し、粘膜や呼吸器に影響を与えられています。また、酸性雨の原因の一つと考えられています。

二酸化硫黄の環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値の最高値が0.1ppm以下であることとされていますが、本市では、平成29年度に環境基準を超えた日は、ありませんでした。

表6. 二酸化硫黄濃度の測定結果（測定場所：瑞浪測定局）

項目 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
有効測定日数（日）	30	30	29	31	31	28	27	30	31	31	28	31	357
測定時間（時間）	718	736	707	742	742	691	659	716	737	736	666	740	8590
1時間値の月平均（ppm）	0.004	0.004	0.004	0.003	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
1時間が0.1ppmを超えた時間数（時間）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均が0.04ppmを超えた日数（日）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値（ppm）	0.010	0.011	0.009	0.011	0.007	0.007	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003	0.004	
1時間値の日平均値の最高値（ppm）	0.006	0.007	0.006	0.006	0.005	0.005	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	

表7. 二酸化硫黄濃度の経年変化（測定場所：瑞浪測定局）

項目 \ 年度	H25	H26	H27	H28	H29	平均
1時間値の年平均値（ppm）	0.004	0.003	0.003	0.003	0.002	0.003

(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒径 10 μm以下の粒子状物質で、その発生源は、工場・事業場、自動車など人間の活動によるものなど多様です。吸入すると肺や気管に沈着し、呼吸器系の疾患を引き起こすことがあります。

浮遊粒子状物質の環境基準は、1時間値の1日平均値が 0.1 mg/m³以下であり、かつ1時間値の最高値が 0.2 mg/m³以下であることとされていますが、本市では、平成29年度に環境基準を超えた日は、ありませんでした。

表 8. 浮遊粒子状物質の測定結果 (測定場所：瑞浪測定局)

項目 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
有効測定日数 (日)	13	0	0	21	31	28	31	30	31	29	28	31	273
測定時間 (時間)	314	0	0	515	742	694	743	719	743	717	670	743	6600
1時間値の月平均 (mg/m ³)	0.013	—	—	0.022	0.015	0.014	0.012	0.014	0.010	0.010	0.013	0.013	
1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間数 (時間)	0	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)	0	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値 (mg/m ³)	0.036	—	—	0.094	0.098	0.062	0.041	0.052	0.040	0.032	0.035	0.038	
1時間値の日平均値の最高値 (mg/m ³)	0.021	—	—	0.048	0.027	0.037	0.028	0.022	0.020	0.020	0.021	0.027	

※4月14日から7月10まで測定器の故障により、未測定。

表 9. 浮遊粒子状物質の経年変化 (測定場所：瑞浪測定局)

項目 \ 年度	H25	H26	H27	H28	H29	平均
1時間値の年平均値 (ppm)	0.014	0.013	0.013	0.009	0.013	0.012